

平成30年

第13回大磯町農業委員会総会会議録

日時 平成30年12月21日 午後1時30分から

場所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 西 方 敬	9番 竹 内 浩
2番 柳 田 三千夫	10番 近 藤 剛 司
	11番 鈴 木 洋 有
5番 野 崎 健 一	12番 石 井 雅 浩
6番 今 井 正	
7番 福 島 啓	15番 青 木 貞 治
8番 吉 川 京 男	16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

13番 安 池 雅 美、3番 二 宮 賢 一

3 遅刻委員

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書 記 松尾 明美

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

議案第33号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地造成届出について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので平成30年第13回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、13番安池雅美委員、3番二宮賢一委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第20条第1項の規定により、10番近藤剛司委員と11番鈴木洋有委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第32号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第32号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」は議案書1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第32号1番を朗読・説明》

書記 本議案の証明願いは、農地を相続で取得した人が相続税の納税猶予を受けるため申請するもので、申請者が適格者要件に該当するかどうかを農業委員会で判断し証明書を交付します。確認事項は申請農地が適正に全部耕作されているかを確認しますが、一般的には「納税猶予の入りの確認」と言われるものです。

なお、12月12日に西方会長職務代理者、国府本郷地区担当の吉川委員及び事務局2名で当該農地について現地確認を実施し、一部を除きすべて適正に耕作されていることを確認しております。

今回は被相続人と町が町道建設のための収用に係る承諾後に相続が発生したため、申請されている農地のうち、1筆は全部、もう1筆は約半分が既に道路用地となっておりますが、登記上では地目は農地で面積も元のままとなっています。これは道路工事終了後に境界査定を実施して地権者の同意を得ないと登記を行なえないことになっているからです。申請地が現況で農地以外に転用されているため、その対応について税務署に相談したところ、

そのまま申請を受けていただき、判断は税務署の方でしていただけるとのことでした。

議長 ありがとうございます。議案第32号1番につきましては現地調査をお願いした国府本郷磯地区担当の吉川委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員（吉川） 8番吉川です。議案第32号1番の農地について、12月12日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

申請者は被相続人と共に農業をされていて農業経験もあり、当該農地も適正に耕作されていました。

議長 ありがとうございます。農地は適正に耕作されているということです。

ただ今の議案第32号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 既に道路工事に着手しているとのことですが転用許可は必要ないのか。

書記 公共事業に係る農地の収用事業は農地法上の転用許可が不要とされています。

委員 農地の収用及び工事着手の契約はいつ行われたのか。収用する土地を分筆し、町有地として登記した後、着手するべきではないのか。既に道路になってしまっている農地は納税猶予の対象となるのか。

書記 建設課によりますと、道路工事の完了後に境界査定を行い、地権者の同意の下、収用部分を町有地として登記を行うとのことでした。よって、現時点では道路部分は分筆されておらず相続人である地権者のままとなっています。

今回は工期の関係で被相続人と土地使用に係る承諾書を交わしましたが、その後の手続きができない内に相続が発生してしまったという特殊な事案となりました。

また、納税猶予につきましては、前述したとおり納税猶予の対象となるかどうかの可否は制度を運用している税務署の判断に委ねます。

農業委員会は、「適格者証明」とあるように、相続人が営農を継続できる農家であるのかを判断することが大事であり、農地の現状についてはそのまま税務署に報告します。

委員 公共事業に係る農地の収用事業は農地法上の転用許可が不要とのことですが、そのような場合、事前に担当課から農業委員会に連絡はないのか。

書記 国や県の収用事業では各々からの連絡はありません。今回の事案は相続人が農業委員会に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願い」を提出したことで初めて気付いて建設課に確認を取りました。今後はそのような事を未然に防ぐため、町内の公共事業に係る転用に関しては担当課から事前連絡をするように要望しました。

議長 他に質疑はありませんか。ないようですので、議案第32号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第32号1番は原案とおりに許可いたします。

議長 それでは、次に議案第33号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題に供します。

では、まず1番から事務局より議案の朗読の説明をお願いします。

書記 議案第33号1番「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案書2ページでございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

《議案第33号1番を朗読》

書記 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認につきましては、平塚税務署からの確認通知に基づき、相続税の納税猶予に係る免除を確定するためにすべての特例農地が適正に耕作されているか最終確認をするもので、「納税猶予の明けの確認」と言われるものです。

なお、12月12日に西方会長職務代理者、生沢地区担当の竹内委員及び事務局2名で当該農地について現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。議案第33号1番につきましては、現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

9番委員（竹内） 9番竹内です。議案第33号1番の農地について、12月12日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地の半分に梅が植えてあるが、果樹畑は納税猶予特例農地の対象と言えるのか。また、途中から果樹を植えてもよいのか。

書記 果樹畑は対象となっています。納税猶予を受けている途中で露地畑を果樹畑に変更しても特例を継続できます。

委員 近年、納税猶予の利用状況確認が厳しくなったと聞いているが、農業委員会としての確認は、どのようなタイミングで行われるのか。

書記 税務署への定期報告として3年毎の「引き続き農業経営をしている旨の証明」で行なう他、毎年行う農地利用状況調査の時に確認し、営農状況が芳しくない場合は指導を行っています。

議長 他に質疑はありませんか。ないようですので、議案第33号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長 賛成者全員により、議案第33号1番は原案とおりに決定いたしました。

議長 では引き続き、議案第33号2番を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第33号2番につきましては、議案書2ページを、場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

事務局 《議案第33号2番を朗読・説明》

書記 なお、当該農地の確認につきましては、12月12日に西方会長職務代理者、寺坂地区担当の野崎委員及び事務局2名で現地確認を行い、適正に管理されていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。議案第33号2番につきましては現地調査をお願いした、寺坂地区担当の野崎委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員（野崎） 5番野崎です。議案第33号2番の農地について、12月12日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。なお、この農家は酪農家で畑は牛の餌を作る飼料畑として利用しており、田も近年の獣害被害により畑として利用されています。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、適正に管理されているとのことです。

ただ今の議案第33号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手を

お願いします。

委員 この農家は何頭飼育されていますか。

書記 正確な数は把握していませんが、20頭から30頭の搾乳牛を飼育されています。

議長 他に質疑はありませんか。ないようですので、議案第33号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第33号2番は原案とおり決定いたしました。

議長 最後に議案第33号3番を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第33号3番につきましては、議案書2ページを、場所につきましては総会資料の4ページをご覧ください。

事務局 《議案第33号3番を朗読・説明》

書記 なお、当該農地の確認につきましては、12月12日に西方会長職務代理者、国府新宿地区担当の石井委員及び事務局2名で現地確認を行い、適正に管理されていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。議案第33号3番につきましては現地調査をお願いした、石井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番委員（石井） 12番石井です。議案第33号3番の農地について、12月12日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。作物は露地野菜が中心で畑はきれいに管理されていました。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、適正に管理されていることです。

ただ今の議案第33号3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 こちらの案件に対してではありませんが、納税猶予制度に変更事項があったようなので資料をいただきたい。

書記 承知いたしました。来月の総会時に配布します。

議長 他に質疑はありませんか。ないようですので、議案第33号3番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第33号3番は原案とおりに決定いたしました。

議長 次に、報告第1号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」については、議案書3ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号を朗読》

書記 報告第1号の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書4ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の5ページ及び6ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号を朗読》

書記 報告第2号の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましても、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の7ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号を朗読》

書記 報告第3号の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に報告第4号「農地造成の届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第4号「農地造成の届出」につきましても、議案書6ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の8ページをご覧ください。

事務局 《報告第4号を朗読》

書記 報告第4号の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

農地造成の内容につきましては、台風24号により破損したビニールハウスの立替えに合わせて、不整地だった農地を整備するものです。

議長 ただ今の報告第4号について、発言がある方は挙手をお願いします。

委員 納税猶予の特例農地の場合、農地造成はできるのか。

書記 納税猶予の特例農地であっても農地造成を行ってもかまいません。

議長 初めて農業委員になった方もいるので、農地造成について少し説明をしてください。

書記 農地造成は、市街化区域の農地であっても届出が必要です。市街化調整区域は造成面積により届出または許可、及び両方が必要となります。造成面積が1,000㎡未満なら農業委員会への届出になり、1,000㎡を超えますと県の一時転用許可が必要となります。

また、大磯町では「大磯町土地埋立て等規制条例」により面積が500㎡または体積が500㎡以上で環境課の許可も必要となります。

更に2,000㎡以上3,000㎡未満は「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」、3,000㎡以上は「神奈川県土地利用調整条例」による規制があります。

なお、一時転用許可について、許可期限が3年以内であることや造成面積は積算面積であることを留意してください。例えば1年目に999㎡の造成の届出を行い、2年目にまた999㎡の造成を行う時は合計で1,998㎡になりますので県の許可が必要となります。また、ひとつ目の農地で999㎡の造成を行い、隣接した農地で999㎡の造成を行う場合も一連の農地造成と見なされ県の許可が必要となります。

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして平成30年第13回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。
(午後2時43分)